

モルディブ：勾留されいた活動家が自由に



冒洗罪とわいせつ物所持の容疑で罪に問われていた人権活動家が、有罪の場合の刑期を満了したとして自由の身になりました。

宗教的自由を求め、人権擁護の活動をするモハメド・ルサム・ム

ジュサバさん（39歳）さんは無神論者で、女性の権利、良心の自由、宗教の自由などについての記事をSNSで投稿して逮捕され、勾留されました。その後、保釈されましたが、冒洗と「わいせつ物」所持の疑いで起訴され、有罪なら実刑5カ月を言い渡されるおそれがありました。

5月11日の裁判でムジュサバさんが、「これまでの勾留期間は6ヵ月になり、有罪の場合の刑期を超える」と主張したのに対し、検察側は、「勾留期間は、29日と22時間19分にすぎない」などと虚偽の抗弁をしたのです。検察側には勾留期間を強引に短くすることで、ムジュサバさんを不当に長く勾留しようとしていたと思われる。

アムネスティがモルディブ矯正局に問い合わせたところ、ムジュサバさんの勾留期間は、検察が主張する期間を大幅に超えていることが確認でき、そのことをUAでも訴えました。裁判所も矯正局に同様の確認を取り、アムネスティの主張が正しいことがわかり、8月10日、「勾留期間は29日だった」という検察の主張を退けたのです。

一方、ムジュサバさんは罪状を認め、「すでに刑期は満了している」とする裁判所の判断で自由の身になりました。

ムジュサバさんはアムネスティに、「矯正局に連絡し、事実を確認し、当局に働きかけてくれました。力強い支援に心から感謝します」というメッセージを送ってきました。

ムジュサバさんを支援していただいたすべての皆さんに感謝いたします。

フィリピン：人権派元議員 一部訴追免れる



フィリピン政府当局者の不正を調査・訴追するオンブズマン事務所は8月9日、収賄罪に問われていた元上院議員のレイラ・デ・リマさんの容疑を否定する判断を下しました。

ドゥテルテ大統領政権下で法務長官だったリマさんは、大統領が主導する「麻薬戦争」を厳しく批判していましたが、2017年、麻薬密売事件に関与した容疑で逮捕され、それ以来、拘置が続いていました。ところが、リマさんの容疑を裏付ける証言をした人たちが、それぞれの証言を撤回する事態になったのです。

リマさんが法務長官当時の側近は、麻薬売人からリマさんへの賄賂を受け取ったと証言していましたが、今年5月、その証言を撤回しました。同様の証言の撤回が他にも複数件、ありました。一連の証言が虚偽だったことが確認され、容疑を捏造してでもリマさんを訴追しようとした当局の卑劣な対応が浮き彫りになったのです。

2年前に刑務所内で麻薬犯罪の容疑者8人が新型コロナウイルス感染で亡くなるという事態が発生しましたが、その後、8人は感染死ではなく殺害されたのであり、8人のうちの1人は、リマさんの容疑を裏付けるために偽証をした人物だったことがわかりました。

アムネスティはこの5年間、リマさんが容疑をかけられる根拠になった複数の証言が、捏造されたものであることを繰り返し訴えてきました。麻薬売人の違法行為に目をつぶるのと引き換えに、リマさんが金銭を受け取ったという証言も虚偽だったことも指摘していました。

リマさんには、麻薬密売関連以外でも容疑をかけられており、アムネスティは引き続き、容疑の背景にある真実を明らかにしていきます。

モロッコ：自宅軟禁の活動家が出国可能に



西サハラで当局の自宅軟禁状態に置かれていた女性が、ボランティアの支援もあって軟禁を解かれ、外出ができるようになりました。

西サハラなどの民族グループ、サハラウィー人の自決権を擁護するスルタナ・カヤさんは2020年11月以降、治安当局の監視下に置かれ、外出を制限されてきました。外出しようとするたび暴行や嫌がらせを受けてきました。

カヤさんの身の安全を気にかけていたボランティアらがカヤさん宅を訪れ、この数ヶ月間生活を共にする中、外出を阻止したり嫌がらせを受けたりすることがなくなりました。心身ともに傷を負ったカヤさんは、スペインの病院で治療を受けることを決め、ボランティアらも同行することになりました。

国内を移動中は当局員に尾行され、西サハラ最大の都市ラーユネのホテルでは丸2日間、監視下に置かれましたが、出国手続きは懸念したトラブルもなく終えることができ、6月3日、スペインに無事、入国しました。

容疑もなく自宅軟禁に置かれていたカヤさんは、今後当局からどういう対応を受けるか、再び外出制限を受けるのかわかりません。一方、カヤさんと家族がこれまでに受けてきた暴力や嫌がらせに対する捜査は、行われていません。

カヤさんや家族を1年半も自宅軟禁し、人権を侵害してきた当局の責任が問われるべきですが、この問題を広く世界に訴える上で、緊急行動が果たした役割は大きかったと言えます。

米国：グアンタナモ収容所から釈放を！

米国政府は、2001年の「9.11」攻撃への関与が疑われる人物をキューバのグアンタナモ米軍基地にある収容所に無期限に拘束し、起訴もしない政策を取ってきました。過去20年で700人以上のイスラム教徒が法的根拠もなく拘束され、多くが拷問を受け、裁判を受けることもできませんでした。今も拘束が続く36人のうち19人は釈放条件が満たされているにもかかわらず、釈放されていません。

不当な拘禁が続いている一人がトフィック・アル=ビハニさんです。トフィック・アル=ビハニさんは、2003年にグアンタナモに収容され、その後訴追されることもなく拘禁され、2010年には釈放条件が満たされたにもかかわらず、いまだ拘禁されたままです。ビハニさんはなぜ収容所を出て、家族と再会できないのか、その理由はまったく不明です。こうした恣意的な拘束は、明らかな人権侵害です。

ビハニさんの他にも釈放条件を満たした人は18人います。米国政府は、容疑が晴れた19人の不当な拘禁を直ちに停止し、釈放すべきです。そして、拘束されている人たち全員を国内へ移し、公正な裁判にかけると法に基づく対応を取るべきです。

■支援してください

米国の国務長官にグアンタナモに収容されている人たちに合法的対応を取るよう求めてください。要請文は、こちらの[ウェブサイト](#)（またはインターネットで「アムネスティ ビハニさん」で検索）の例をご利用ください。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費：1500 円

郵便振替：00120-9-133251

加入者名：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本